事 務 連 絡 令和3年5月10日

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 全国健康保険協会 健康保険組合 健康保険組合連合会 関係各省共済組合等所管課(室) → 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課厚生労働省保険局医療介護連携政策課

保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果に係る記録の様式及びオンライン資格確認等システムへの登録に係る特定健康診査情報に係る記録の様式について

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付 金等の額の算定等に関する省令(平成19年厚生労働省令第140号)第44条第2 項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。) に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等(高齢者の医療の確 保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第18条第2項に 規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。)の実施状況に関する結果とし て、厚生労働大臣が定める事項の報告(以下「法定報告」という。)を行わな ければならないとされています。その際に用いる法第18条第1項に規定する特 定健康診査(以下「特定健診」という。)に関する情報ファイルの様式につい ては、「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和2年度以降に実施 した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」(令和2年3月31日付 け保発0331第4号厚生労働省保険局長通知)や、「特定健診の電子的なデータ 標準様式特定健診情報ファイル(支払基金への実績報告用)仕様説明書 Version3.1 等において、お示ししているところですが、特定健診検査・問診 セクションにおいては、特定健診で定められた健診項目の検査結果及び問診結 果のみを入力することとしています。つきましては、法定報告を行う際には、 特定健診検査・問診セクションにおいて、特定健診で定められた健診項目の検

また、今般、オンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータル等を 通じて加入者本人及び保険医療機関が特定健診に係る情報を閲覧することや、 保険者が他の保険者に特定健康診査等に関する記録の写しを引き継ぐことがで きる仕組みを構築しています。

この仕組みにおいては、各保険者が特定健診情報に係るファイル(以下「閲覧用ファイル」という。)を格納することとされています。その際に用いる特定健診情報ファイルの様式については、「保険者が社会保険診療報酬支払基金等に随時提出する特定健康診査情報等について」(令和2年3月31日付け保発0331第6号厚生労働省保険局長通知)や、「特定健診の電子的なデータ標準様式特定健診情報ファイル(閲覧用)仕様説明書Version1」等において、お示ししているところですが、法定報告と同様に、特定健診検査・問診セクションにおいては、特定健診で定められた健診項目の検査結果及び問診結果のみを入力することとしています。つきましては、閲覧用ファイルを登録する際には、特定健診検査・問診セクションにおいて、特定健診で定められた健診項目の検査結果及び問診結果以外の事項の入力がないことを、改めて確認いただくよう御対応をお願いします。特定健診で定められた健診項目の検査結果及び問診結果以外の事項が入力された場合、マイナポータル等を通じて加入者本人及び保険医療機関において特定健診に係る情報を閲覧することや、保険者が他の保険者に特定健康診査等に関する記録の写しを引き継ぐことができません。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知 を、関係各省共済組合等所管課(室)におかれましては、所管の共済組合等へ の周知をお願いします。